

子ども・子育て新システム導入に反対し、
現行保育制度の拡充を求める意見書

政府は、「社会保障と税の一体改革」の名のもとに「子ども・子育て新システム」の導入を推進しようとしている。この「新システム」は、子どもの最善の利益を守る児童福祉法に基づく制度として長年機能してきた現行保育制度解体を企図するものである。

「子ども・子育て新システム」が導入された場合、保護者は我が子の保育所を自力で探し、直接契約をしなければならない。保育料も、所得に関係なく利用時間に応じて決まる。そのため「お金がなければ必要な保育が受けられなくなる」と低所得や母子家庭の保護者から心配の声が聞かれる。障害者や保育に課題を抱えた子どもの保護者からも「我が子の受け入れ」を危惧する声が上がっている。

また、この「新システム」は、営利企業の参入を認めて保育を利潤追求の対象にするもので、地域間格差も生んでいく。そして、保育労働者の雇用形態も変わり、労働条件の悪化とそれに伴う保育の質の低下をもたらしかねない。

今、保育現場で問題になっている都市部での待機児童(特に3歳未満)の増加と過疎地の児童の減少による保育所確保等の問題は、現行保育制度の枠内で認可保育所を拡充することで解決できる問題である。

よって、国におかれては、子どもの権利と健やかな育ちを最優先に考え、現行の公的保育制度の拡充を図られるよう以下の事項について強く要望する。

記

- 1 公的保育制度を解体する子ども・子育て新システムの導入を中止すること。
- 2 現行の児童福祉法第2条、第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充すること。
- 3 保育の質の低下につながる保育所の国基準の引き下げは行わないこと。
- 4 民間保育所運営費の一般財源化は、行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日

御 坊 市 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 殿
厚 生 労 働 大 臣	小 宮 山 洋 子 殿
少 子 化 対 策 担 当 大 臣	中 川 正 春 殿